

論文

# 母子生活支援施設における母親規範の正当化プロセス

——入居者の交際をめぐって——

平安名 萌 恵\*

## 1 研究背景・問題設定

### 1-1 研究の背景——母子生活支援施設と子育ての社会化

家族社会学における子育ての社会化研究がこれまで指摘していたのは、日本の家族主義的なケア政策が母親規範を助長することで女性にケア負担が集中してしまい、結果的に虐待や育児不安といった子育て問題をもたらしている点であった（藤間 2017）。ケアフェミニズムの議論が近年注目を集めている理由の一つは、ケアを担うものこそ二次的依存者であるという視点を導入することで（Kittay 1999=2010）、これまで「ケアをする側」だった母親を「ケアを必要とする側」として議論の射程に再度取り込んだ点にある。現在では、「母親が子育てをすべき」という規範にとらわれることなく子育ての社会化を模索する研究がみられるようになった（藤間 2017; 永田 2019 など）。

本稿では、上記のような子育ての社会化の視点から、母子生活支援施設に居住するシングルマザーに対する職員の支援実践に着目する。シングルマザーは、就労に加え、子育てをひとりで抱え込むため、大きなケア負担を強いられている。特に経済的に困窮するシングルマザーは、女性自身に精神的・健康面でも問題を抱えており（藤原 2007 など）、子どものケアの社会化のみならず、シングルマザーに対するケアの必要性も指摘されている。こうしたリスクを抱えるシングルマザーが入居しているのが児童福祉施設の一つである母子生活支援施設であり、子育てのための社会的養護や保護、自立支援が必要な母子が入居している。

母子生活支援施設と子育ての社会化というテーマで注目されるのは、支援現場における母親規範に関する横山の諸研究である。横山（2013）は、施設職員へのインタビュー調査をもとに、職員の価値規範には本質主義的な母親規範が含まれていることを指摘した。入居女性に就労と子育てを一身に担うことをもとめる母親規範は、まさに子育ての社会化を阻んでいる状態にあるという。また、2018年の論文ではさらに踏み込んで、施設入居者である母親もケアの対象であることを指摘し、彼女たちが子育てをするうえで頼ることのできる依存先が必要であるとした（横山 2018）。こうした状況を踏まえた研究課題として横山は、「支援者の母親理解に内包されるジェンダー意識を、検討の俎上に上げる」（横山 2015: 63）必要があり、「母子福祉実践を行う支援者は自らが暗黙に理解している母親理解の傾向がどのような規範に彩られているか」（横山 2015: 63）を批判的に検討する必要があると述べた。つまり議論のフェーズを、施設現場における母親規範の有無ではなく、そうした規範が維持されるメカニズムの理解へと移行させる必要性が述べられている。

しかし、横山が一連の研究（2013, 2015, 2018, 2020, 2021）で焦点化したのは、母親規範から逸脱した行為に対する、職員のジレンマや、規範にとらわれない職員の多様な母親理解のあり方を見出すことであった。従来の施設研究では施設や職員の抑圧性の批判的検討が中心になされていたため（須藤 2007 など）、職員の支援における葛藤や苦勞を示した横山の研究には意義がある。だが横山は、あくまで職員のジレンマを浮き彫りにすることを分析の主軸と

---

キーワード：母子世帯、ケア、交際、子育ての社会化

\*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2018年度入学 公共領域

日本学術振興会特別研究員(DC2)

しているがゆえに、どのように職員が支援のなかで母親規範を使用しているのか、つまり様々な葛藤があるなかでなぜ抑圧的な規範が維持されてしまうのか、そのメカニズムは未だ明らかにされていない。それゆえ、子育ての社会化とは矛盾していると従来の施設研究で指摘されていた支援の実態の理解が手つかずになることで、横山の研究は施設を擁護していると捉えられてしまう恐れがある。横山の研究の意義を示すためにも、職員が母親規範を入居者に対してどのように用いているのかを明らかにする必要があり、職員が母親規範を用いる論理を立体的に描き出すためにも、本稿では職員の支援実践に注目しなければならないと考える<sup>1</sup>。

支援実践と規範維持の関係について、例えば、子育て支援の現場や児童福祉施設職員の支援実践の分析を通して、支援者の被支援者に対する家族やジェンダー規範の再強化・再生産のプロセスを明らかにした研究はいくつかある。松木(2013)は複数の地域の子育て支援現場の職員へのインタビュー調査をもとに、職員が自らの家族規範を支持するがゆえに、本来は育児の社会化を目指すものとして設計された仕事を家族主義的に再定義することで子育て支援に対するジレンマを解消しようとする支援実践など、支援において規範を維持する職員の戦略性を明らかにしている。母子生活支援施設と同じく児童福祉施設であり、入居児童の課題解決や生活支援が行われる児童養護施設で参与観察調査を行った三品(2022)は、施設で使用される日用品のサイズや職員の児童に対する指導基準を分析して、生活のきまりというマイクロレベルで「一般的」な「家庭」生活が参照されることにより、家族規範が強化されてしまうという様相を明らかにしている。このように、子育て支援・生活支援というそれぞれの現場ごとに、職員の日常的支援実践における多様な規範の用いられ方が明らかになっている。それに加えて、児童養護施設で参与観察調査を行った山口(2021: 176-195)は、施設における人手不足により、職員が場当たりの支援を行うなかで「男なら～しなさい」というジェンダー規範を用いてしまうのではないかと指摘するなど、規範維持のメカニズムをケア資源の多寡と結び付けた考察を行っている。

母子生活支援施設は、子育て支援の場でもあり、利用する母子の生活課題解決や保護のための児童福祉施設である。また、全国的に施設職員の離職率は高く<sup>2</sup>、職員の不足も問題視されている。先行研究で提示された施設支援の実践のなかで規範が再強化される様相を踏まえるのであれば、母子生活支援施設の職員が母親規範を本質主義的に入居者に求めていると捉えるのではなく、職員が支援実践のなかで規範が再強化・再構築されている可能性があるという視野のもと、規範生成のプロセスを検証する必要がある。そこで母子生活支援施設において、母親規範がどのようなメカニズムをもとに用いられているのかを明らかにするために、本稿では施設入居者の交際に対する職員に対するインタビューデータと参与観察データをもとに分析する。

## 1-2 分析視角と問い——男性との交際

本稿は、職員が支援実践のなかでどのように母親規範を用いるのかについて入居者の交際に対する語りを中心に分析する。近年、シングルマザーの交際や再婚は、子どもの血縁の父親や再婚相手、そして彼らの家族と幅広くネットワークが構築できるという子育ての社会化の観点から、シングルマザーがひとりで抱えていた育児の負担を軽減できる可能性を含むものとして肯定的に検討されるようになってきている(野沢 2019; 野沢・菊池 2021)。母親が子育てのうえでの依存先を増やし、ケア負担を分配できるのであれば、入居者の交際というのは職員からも肯定的に捉えられてもよいと想定される。

ただし、男性との交際や再婚という行為は、母親規範からの逸脱とみなされ、再婚が虐待のリスクや子どもへの悪影響をもたらすという見解はいまだ根深く存在する(上野 2022; 野沢・菊池 2021)。すでに、社会福祉学研究においても母子生活支援施設職員の多くは交際に対して批判的な見解を持っていることが明らかになっている。ある施設の支援者会議に参加した須藤は、多くの男性と性的関係を持つことで妊娠・中絶を繰り返して母子分離される入居者は、職員から「男性依存」とみなされ、資質的な問題を持った存在として理解されていたと述べる(須藤 2021: 276)。また、伊藤ら(伊藤・千賀・野口 2018: 81-82)は、母子生活支援施設職員へのインタビュー調査から、交際相手との間でトラブルを繰り返す入居者は、職員から「母としての役割」が「低下」しているとみなされることで、そうした「女である母親」という入居者の側面が、職員に葛藤をもたらしており、「有効な支援の阻害要因」となるとされている(伊藤・千賀・野口 2018: 82)。今市も自らが実施した施設職員・入居者アンケート調査結果をもとに、職員が入居者の交際を「手がかかる」事象と捉えており、それによって入居者の人権侵害がもたらされると指摘し

ている（今市 2001: 173-174）。

以上の点から、シングルマザーである母親の交際は母親規範と対立するものであり、子育ての社会化に向けた一つ的手段として職員は捉えていない可能性があると考えられる。そこで上記の規範が顕在化しやすい局面である、入居者の交際をめぐる職員の支援実践に焦点をあてることで、母親規範がどのように用いられるか、そのプロセスをより明確にすることができると思う。本研究では上記の想定を踏まえ、入居者の交際に対する職員の語りを分析し、どのようなメカニズムで母親規範が用いられているのかを考察する。結論部では、入居者の交際に対する職員の否定的な態度には、母子生活支援施設のケア資源の不足という背景があることを指摘する。職員が疲弊するなかで、交際＝子育ての社会化というベクトルに職員の認識は向かわずに入居者の交際は「子どものため」にならないという観点から否定的に捉えられ、支援実践のなかで母親規範が正当化されていることが明らかになる。

## 2 調査対象と調査方法

調査者は、2019年7月から2021年6月まで母子生活支援施設Xで学生サポートスタッフとして、施設入居者及び利用者の母子と関わりながら参与観察を行った。施設には週1回以上通った。施設での支援活動に関わりながら、施設職員や施設入居者のふるまいや会話を観察して、帰宅後にその日の出来事をフィールドノートに記入している。また、参与観察時に疑問に思った点については、その都度質問をし、さらに職員へのインタビューの際に聞き取りをした。施設Xにおいては職員の退職、新規採用が頻繁に行われていた。そのため、1年以上Xで勤務を継続し、かつ承諾した職員に限りインタビューを行った。聞き取りは、施設長、母子支援員、保育士など計7名に行った。本稿では、そのなかでも特に入居する母親の支援に直接携わり、入居者の男性との交際について詳細に語った職員A、職員B、職員C、職員D、職員E（図1は2021年時点職員の概要）のインタビューデータを用いる。職員に対してはそれぞれ、1時間から1時間半の半構造化インタビューを1回～2回行うと共に、疑問点については調査時に適宜質問した。本調査を実施するにあたり、事前に本稿の目的などの概要と、調査を実施するうえでのプライバシー保護といった倫理的配慮について、施設長とその他職員に文章・口頭で説明し、同意を得ている。

本調査の調査対象である施設Xは沖縄県内にある母子生活支援施設である。沖縄県は、全国でも経済的に貧しい地域であり、母子世帯の貧困も問題視されている。Xがある地域は、県内でも母子世帯の出現率が上位の市町村にある。Xの定員は約20世帯<sup>3</sup>であり、平日は15～20名程度（うち正規職員が約10名）の職員が勤務している<sup>4</sup>。各母子世帯の入居期間は2年と決められており、その間は水道・光熱費以外、家賃支払いの必要はない。

施設Xの入居者の入居理由は主に、暴力や経済状況、入所前環境不適切である。若年母子世帯の割合は、全国と比較しても際立って高い。学歴は高卒・中卒が約6割を占めていて、生活保護世帯は毎年約5割以上を占めている。Xには無職であっても入居が可能のため、特に経済的に困窮する母子世帯が入居している。入居にあたっては、行政を仲介して入居の手続きが進められる。他のシェルターにいるなかで行政につながり、Xに転居する入居者もいれば、自ら行政の相談窓口に行くことでXに入居できた者もいて、そのプロセスは様々である。

職員	役職	勤務歴	専門資格
A	母子支援員	約6年	教員免許・社会福祉士
B	母子支援員	約4年	保育士
C	保育士	約4年	保育士
D	個別対応職員	約3年	社会福祉主事
E	施設長	約6年	教員免許

図1：職員の概要

### 3 施設の支援体制と交際の問題化

#### 3-1 施設 X の支援体制

調査当時、職員は主に「母子支援課」と「子ども課」の二つの担当に分かれ、施設長が総括していた。母子支援課は常勤の母子支援員が担当し、入居者の要望に合わせて病院や役所、調停の同行支援や就労支援などを行う。また、母子支援員は保育士などの資格所有者であり、離乳食の作り方や児童の体調不良時の対処法の指導など、子育て支援まで行う。他にも、入居者の金銭管理から部屋の掃除の手伝いなど生活支援をしていた。調査時には母子支援員は2人～3人いて、支援員ひとりあたり約6世帯を担当していた。

他方で子ども課は、児童の相談支援や学校など他機関との調整、そして小学生以上の児童の食事や入浴、学習指導など預かり支援をする個別対応職員1人と、乳児の預かり支援を行う保育士数人で構成されていた。基本的には保育室や学童での子どもの対応を個別対応職員と保育士が、入居者の女性の対応を母子支援員が行うというように、業務内容は明確に区別されていた。通常、学童利用児童への支援は少年指導員が行うが、調査実施時は少年指導員がいない期間が断続的にあり、代わりに保育士・母子支援員、個別対応職員、さらには日替わりで学生アルバイト・パート・ボランティアが対応していた。子ども課の仕事は主に乳幼児から小学生までの入居者の児童と、地域のひとり親世帯の児童、約20人のケア活動（食事、入浴、学習支援）を職員約3人～6人程度で行っている。ただし、保育や学童の利用は地域の母子世帯の児童やショートステイ、緊急一時保護児童が大半を占めていた。

施設 X では、学童や保育室は「補完保育」をする場所として設けられており、放課後から母親が就労から帰宅するまでの間、入居者に利用されていた。施設外の保育園の利用が推奨されていたため、X内の保育室を利用する入居者の数は限られていた。しかし、公休日や夏休みなどの長期休暇期間中は、施設入居児童に加え、地域の母子世帯児童も含め、20人を超える児童が朝9時から夜21時まで学童・保育室を利用する日もあった。このように、保育室や学童の利用児童が急増した日には、母子支援員や施設常駐看護師、施設長までもが臨時で子ども課の仕事を手伝うということもあった。このように施設 X においては職員が不足していた。

インタビューで、職員 C も「マンパワーが足りない」と述べていて、「子ども（の保育）は二の次な部分」があるとも語っていた。職員 C は、児童の自立支援に集中して取り組みたいが、母親が不安定な状況の場合、母親のケアに支援の比重が置かれてしまい、現状では児童の支援に時間を割くことができないと語っていた。さらに、母親が施設に子どもを置いて連絡がとれない状態になることが頻繁に生じていて、その際には残された子どものケアが24時間体制のとられることになり、職員たちがさらに疲弊していた。インタビューでも職員 A は職員の不足を語っている。

職員 A：難しいっていうのは、やっぱり終わりが無いって思ってしまう。いくらやっても終わりが無いって思ってしまう。いまの X だったら、（施設 X の入居世帯が）<sup>5</sup>20世帯マックスだとしたら、3人しか母子支援員がいなかったら、単純計算で考えたとしても（支援員1人あたりの担当世帯は）6,7ケースはマックスじゃないですか。…（略）やっぱりいっぱい話、面談聞いて欲しいとかニーズがあつたりすると、その年の、どんなにやっても時間ない、正直言って思っ。…ひとりあたりの抱えているケースがちょっと深刻な場合が多くて、なかなか一人に割く時間ってというのがとることが難しいし、仕事の負担になる。…ほんとはもっといくらでももっとゆっくり話、いっこいっこ丁寧にやりたくても、難しいケースの方が多くいると、難しい。

ここでの語りからは、施設入居者の抱える問題がひとつひとつ深刻であり、職員たちは1世帯ごとに丁寧に支援を行う必要があるにもかかわらず、職員数が不足しているために満足に果たせていないことが分かる。施設 X において入居者やその児童は経済的な困窮だけでなく、精神的疾患や特性など複合的な問題を抱えていた。こうした深刻なケースに対応しながら、母子の24時間体制の見守りのために夜勤を求められるなどの過酷な仕事内容に職員は疲弊して、退職や新しい職員の採用なども頻繁に見られた。退職した職員の担当ケースを残された職員が担わなくてはならず、職員の負担はさらに重なっていた。慢性的に人的な不足がみられるなか、職員 E は、複合的な問題を抱える入居者やその子どもに対応するためには、「今の支援体制では難しい」と施設の限界を語っていた。

次節からは、このような職員の不足が、入居者の交際に対する職員の認識にも影響を与えていることが明らかになる。

### 3-2 交際と施設におけるトラブル

母親、児童を支援するための資源が不足するなか、職員は入居者の交際をどのように捉えているのだろうか。インタビューをした職員ほぼ全員からは、交際を直接否定するような発言は見られなかった。例えば、入居者の母親への支援を中心に行う職員 B、A も交際に対しては以下のように語る。

職員 B：交際することは悪いことだとは思わない。そこで本当に幸せがみられるんだったら、それはそれでいいと思うし。私ステップファミリーもぜんぜんアリだとは思っていて。その世帯、家族がよくなるのであれば問題ないと思うんだけど。

職員 A：私ほら、彼氏ができること自体はいいんだよって必ず言っているんです、逆に。それは人の恋愛ね、邪魔とかするのは人権侵害と思っているから。そして、みんな外に行きたいのも分かるから。だからうち、禁酒禁煙だけど禁男じゃないみたいなさ私、言ったりして。男はさ、禁男じゃないみたいなさ。

職員 B は、交際することは悪いことではないと述べており、職員 A は本人の人権に配慮して、交際は否定しないと答えている。子ども課に所属し、通常は入居者の子どものケアにあたり、時に母親の子育ての相談に応じる職員 D も「生活の場だから、若い女が恋愛することは前提にしないとイケない」という男性との交際を問題視しない姿勢を示した。

ただし、職員 D は「子どものこととかグダグダになるから（職員が否定的な言葉を）言うのもわかるんだけど」と述べていた。職員 E も、交際自体は否定しないものの、以下のように、入居者に母親であることを自覚させるべきだという見解を示す。

職員 E：…（略）いま、どこも施設でもそうだけど「母親でしょ」というのは死語。だから、決して女性っていうのも無視しているわけではない。なので恋愛も自由なわけ。じゃなかったらお母さんなんかは恋愛はしてはだめでしょってなさ。恋愛は自由。ここは刑務所でもないでしょ。でも、子どもがいるんだって忘れさせないようにする必要かなって。…（略）

こうした語りにはどのような背景があるのだろうか。施設 X では、入居者が子どもを施設に預けたまま交際相手のもとから帰宅しない等、入居者の交際をめぐる行為が職員から問題視されていた（fn201910 201911 202005 202006 202009）<sup>6</sup>。施設 X では、職員は入居者の母親や児童が外出・帰宅する際は積極的に「いってらっしゃい」「おかえりなさい」という声かけが行われ、入居者との会話を通して外出先の把握がされていた。外泊の際も、基本的に養育児童の同伴が義務づけられ外泊先の報告が求められる。また交際が発覚した際には、施設長と入居者・交際相手との面談も義務づけられていて、入居者の交際関係は把握されていた。その際に、交際相手の暴力行動や不安定な経済状況等が判明することもあった。入居者が連絡なく帰宅しないというトラブルが生じた際には、X の職員が警察に相談することになっていた。トラブルの前後には、入居者の自傷行為の発覚や薬の誤飲などで搬送されるといったこともあり、児童が精神的に不安定になるケースもあった。こうした状況から、職員のなかには入居者が「まじめだったのに、交際で変わった」と捉える者もいて、入居者を生活のきまりを守れないほど不安定化させる要因として捉えられていた。利用者が男性との交際を望み、母子ともに精神的に安定しない場合は、母子分離が対処としてとられていた。

サポートスタッフとしての講習会に参加した際に（fn201911）、入居者の交際についての職員 E の認識を直接確認することもできた。講習会では、職員 E から母子生活支援施設の概要と、施設の事業等、入居している母親や児童の生活背景について統計資料を用いながら説明された。職員 E は、施設 X の母親の半数が子どもの父親との復縁や

新しい交際相手との結婚を理由に退所することになると述べた。また E は、施設に入居していると外出の頻度が制限されるにもかかわらず、母親たちが SNS を使って積極的に出会いを求めると問題視していた。

職員が入居者の交際を問題視する理由として、職員は主に以下の二つを挙げていた。一つは「適切」なパートナーを選ぶことができない点 (3-3) であり、もう一つは児童を施設に置き去りにする点 (3-4) であった。

### 3-3 「適切」なパートナー選択の困難——頼れない相手

職員たちは入居者のパートナー選択を懸念していた。交際したとしても、関係性が安定することなく、逆に女性たちが不安定になると捉えているからである。

調査者:お母さんにどうやら男性(パートナー)がいるらしいとなったときに、C 先生的には応援はしたいけどモヤッとはする?

職員 C: そうだね。応援はしたいけど。同じ轍を踏まない人よね? とは思う。

調査者: 大丈夫かなという。

職員 C: なかには、好きになっちゃ(好きになっては)いけない人と付き合ってる人もいたりするので、そこは違うでしょう。

職員 C の「同じ轍踏まない人よね?」という言葉は、子どもの父親である元のパートナーとの間に暴力の問題を抱えて入居した彼女たちの経緯を踏まえ、新たな交際相手との間でも、再び同様のトラブルが生じるのではないかという懸念から発せられていた。そうした「好きになっちゃいけない人」と交際してしまう点について、職員 C は入居者の交際においては、「どういった人に惹かれるとか、辛くあたる人でも私を変えてあげるとか、そういう考え方をうまく変えて修正しないと(いけない)」と述べていて、自身が変わらないと安定した相手は選ぶことはできないと捉えていた。こうした点はほかの職員からも以下のように語られていた。

調査者: (男性パートナーは) どんな方たちだったか?

職員 E: だからそれなりだね。だから(入居者の)考えが変わってないから。彼らの中身が。…(略) 若ければ、若いほど、トビとか日雇いとか。ちゃんとした人は連れてこない。やっぱりバランスというか。

職員 E は、「ちゃんとした人を連れてこない」というように、自身の考えが変わっていないから、鳶職や日雇いといった経済的に不安定だと一般的にみなされる相手を連れてくるのだとしていた。職員 D は、以下のように入居者の選び方がそもそも「間違っている」ために交際は続かないという。

職員 D: …(略) 普通に考えたら絶対いかないよな、そこにとと思うような。なんでそこ選ぶかなーみたいな。でもこの人にとってはほしいと思う何かをくれる人なんだろうね。職業もなくて何もなくて、でもこの人がほしい何かをくれるからそこに行くんだろうけど。でも基本的に選び方が間違ってるから、長く続かないしうまくいかないじゃん。で、また落ち込んでということを繰り返してるけど、でもそれって周りが言ったところでね。言うけど、結局自分が気がつくまでは繰り返すよね。

調査者: そうか。(職員が) わりとうまくいかないってみんな言ってる、そんな感じだったんですか?

職員 D: だってうまくいく相手を選んでもないもんね(笑)。ハッピーになる相手を選んでもないから。

入居者は「ハッピー」になる相手を選んでもおらず、交際のあり方も不安定で「また落ち込んでということを繰り返している」と述べていた。こうした状況から職員 A は入居者に「交際相手は大切にしてくれる相手なのか」と逐一確認するようにしていると述べていた。職員たちは、入居者の交際相手は「不適切」な者であり、彼女たちを不安定化させると捉えている。

そして職員が入居者の交際を問題と認識するもう一つの理由が、児童の施設への置き去りである。

### 3-4 児童の置き去り——「子どもの幸せ＝母親の幸せ」

施設には門限が設けられている。入居者は学童や保育室に児童を預けて出かける場合、お迎え時間を守ることが施設のきまりとして設けられている。残業のため、子どものお迎えの時間に遅れてしまう入居者も確認された。一方で、施設では入居者が交際相手と過ごすために、子どもを保育室や学童に置いたままに帰宅しないというケースも生じていた。インタビュー中、職員 E は、(交際相手と) 遊びに行くのはいいけれど、「子どもだけは置いていくなよ」と強く述べていた。さきにあげた職員 E が交際を許容する語りのなかで「子どもがいることを忘れないようにする」と述べていたのも、子どもの置き去りという問題が生じていたからである。

施設 X では多くの場合、交際相手と会うためにお迎え時間に何度も遅れてしまう母親と、お迎えを待つ子どもは、互いに情緒的に不安定となっていた。不安定化する入居者に対しては、施設長である職員 E が直接、お迎え時間を守るよう指導していたが、それでも遅刻するケースもみられた。子どもの置き去りに対して、職員 D は以下のように捉えていた。

調査者：子どもがいたまま帰ってこなくなる人は？

職員 D：帰ってこなかったとかいたよ、何人もいた。

調査者：どうやって男といるのはわかるんですか。

職員 D：電話してもでないときはでないし。外出してて、例えば家族じゃない、親族、お姉さんとかおばあちゃんのところには行ってない。ああ、男だねとなるじゃん。わざと電話でないね。そうなる急にショートステイ担当の職員さん呼ばれてさ。

調査者：…(略) 子どもたちは学童に預けっぱなんですか。

職員 D：そう。例えば 18 時に帰ってきますとなったら、まだ 20 時と言ってくれたら夕飯も食べさせておくけど、18 時と言われたら帰ってきてからごはんだからごはんも食べさせてないじゃん。19 時になっても帰ってこない。これはとんでも子どもたちはお腹すいてるから、ごはん食べさせるしかないじゃん。結局ごはん食べさせて、20 時になっても帰ってこない。これ帰ってくる気ねえなと思って、(ショートステイ担当職員) さん今から来る？ という段取りが始まるわけじゃん。誰か面倒見れる職員が宿直のときは。そういうときは子どもたちもなんとなくわかるじゃん。置いてかれたって。荒れるしかわいそうだよ。

職員は、子どものお迎えに入居者が来ない場合、すぐに母親の居場所を確認していた。職員 D は、普段の聞き取りで連絡先を把握している知人や親族へと電話をかけ、それでも見つからない場合は、交際相手のところだと判断しているとした。夕飯の時刻を過ぎても来ない場合は、緊急で子どものための食事を職員が用意して、ショートステイを利用できるようスタッフを用意していた。通常、補完保育への対応として職員は配置されているため、緊急の場合、職員の配置換えや呼び出しを行い子どもへの対応をしなくてはならない。限られた職員メンバーの臨機応変な対応が求められるために混乱が生じ疲弊する姿もみられた (fn202005 202006)。職員 D が「子どもたちもなんとなくわかるじゃん。荒れるし、かわいそうだよ。」と語るように、職員も混乱する状況のなかで母親が帰宅しない日やお迎えが遅れる日が続く、児童たちは日中にお漏らしをするなど、不安定になっていることも参与観察中に確認された (fn202006)。職員 D は、交際が問題視されていた入居者の養育児童の事例を複数挙げながら、「(母親の状態は) 子どもに顕著に表れるから。」「だってこの人(母親)がハッピーじゃないと子どもはハッピーになれないから。」と説明した。

ここまでの語りからは、児童の対応に疲弊する職員の入居者の交際に対する認識のベクトルは、交際＝子どもの社会化へと向かうことなく、「母親の幸せ＝子どもの幸せ」という母子一体的な観点から、入居者の交際を否定的に捉えていることが分かる。こうした状況認識はすでに山口 (2021) も指摘したように、支援現場においてケア資源が不足し余裕を失った職員が、その場の問題を即時に治めるためにジェンダー規範を利用するという考察からも推察可能である。次節では、施設 X でもそうした状況認識をもとに、支援実践においても「子どものため」という規範が要請され母親規範が正当なものとして捉えられていることを明らかにする。

## 4 「子どものため」の支援と母親規範

### 4-1 「子どものため」の支援を優先する

先で職員 D が語るように、子どもの置き去りへの対応をするなかで、職員は「母親の幸せ＝子どもの幸せ」という母子一体的な認識をしていた。

施設 X では、母親か子どもかどちらの支援を優先するかという場面に直面した時、職員は子どものための支援を優先していた。職員 E は、「子どもの幸せが母の幸せにつながる」と語り、さらにその根拠として母子生活支援施設が児童福祉施設であるため、最終的に子どもの幸せのために動くようにする、「子どもの最善の利益」を目指すという、社会的養護の理念を挙げた。実際に、お迎えの時間に何度も遅れる入居者が帰宅した際に、職員 E が玄関先で「子どもがかわいそうでしょう」と強く叱責する場面も確認された (fn202005)。叱責をうけても状況が変化しないケースに対しては、学童や保育室の利用を禁止するという処置がとられていた。職員 C は「どの世帯においてもお母さんが崩れたときも、結局子どもをどうする、子どもはどうしたらいいか、子どもの将来はというところを (職員) みんなで話し合っているの」と語り、そうした対応に施設全体としてのジレンマはないとしていた。

子どものための支援を優先するための施策として、施設長と交際相手との面談がとられていた。それは以下の語りにみられるように職員が、実際による子どもへの悪影響を防ぐために入居者とパートナーに注意喚起するためであった。

職員 B：ここに入ったら彼氏も作っちゃいけないって思っているママたちもいるからそこ隠しちゃう場合もあるんだけど、ただ、むやみやたらに子どもと会わせたりとか新しいパパって呼ばせたりとかってなるよりも、彼氏ができそうかなって思ったときに彼氏つくってもいいけど、子どもと会わず、会わせ方考えないと、しょっちゅう (頻繁に) パパが変わるものでママは満足さ (母親の交際相手が頻繁に代わる)。… (略) 彼氏ができたら親に紹介じゃないけど、まず最初に子どもに紹介と一緒に遊ぶ人もなかにはいるから。ってなったときにこの人と関係性が悪くなったら、一回離婚してパパがいなくなっている状況なのに、またパートナーが変わる、ママも落ち込む。… (略) パートナーと別れてしまったのは自分が原因かなって子どもの的にそういう心理になっちゃうわけ。だからそういうのも避けるために、彼氏ができたら教えてね、って言っているし。教えてねっていうのは別に再婚ダメだよとも言わないし。この人の人生だから全然いい。だけど子どもの会わせ方とかはちゃんとしてほしいっていう気はする。

職員 B は、「パートナーが変わる、ママも落ち込む…パートナーと別れてしまったのは自分が原因かなって子どもの的にそういう心理になっちゃうわけ」と述べ、不安定になりがちな入居者とパートナーとの関係を子どもの立場から問題視している。また、「子どもとの会わせ方とかはちゃんとしてほしい」と述べ、交際を許容する姿勢は保ちつつも、養育している児童への影響を念頭におくことを入居者に強く求めている。こうした養育する児童を中心とする支援のあり方は、交際が生じた際の面談においてもみられる。例えば、施設長から交際相手と入居者に対して、施設が母子世帯の自立を支援することを目的とした施設であること、そして妊娠したら施設は退所になるということが伝えられるのだという<sup>7</sup>。

職員 D：母子支援、職員同士で話してたのは、誰と付き合ってもいいけど頼むから妊娠だけはしないでという。究極そこじゃん。どんな男と付き合おうが何しようが構わないけど、妊娠したら子どもの面倒は見なきゃいけないわけだから、もれなく。それは子どもにとってもどうなんだよ (と思う)。今いるきょうだいにとってもそうだし、新しく生まれてくる子にとってもその環境が用意できるかは大事なところだから、どんな男と付き合ってもいいけど妊娠だけはしないでほしいよねというのによく言った。だから避妊の重要性みたいなところは母子支援はけっこうお母さんたちに伝えてはいたけど。

職員 D が懸念していたのは、妊娠した後にパートナーと別れてしまった場合、さらに養育児が増えてしまい、入



居者の育児負担が増大することを職員が予想しているからであった。「どんな男と付き合いおうと何しようとかまわな  
いけど」という語りからは、こうした声かけが、母親ではなく子どもへの配慮を軸にしていることが分かる。それ  
よりも、パートナーとの子どもが増えてしまうことで、今養育している児童だけでなく、新たに生まれる子にケア  
が行き届かなくなってしまう懸念からなされていることが分かる。入居者が「適切でない」相手と交際してすぐに  
破局し、さらにその相手との子どもが増えることで、母子世帯として自立ができず、今以上に支援が必要となると  
問題視している。

男性との交際の際の面談や避妊指導の語りからは、職員は「子どもの不幸せ」をいかに防止するかに取り組んで  
おり、職員は、「母親の幸せ」を求める入居者の交際に対して否定的に捉えて支援していることが分かった。こうし  
て「子どものため」の支援を行う職員は、入居者にも「子どものために生きるべき」という母親規範を求めるよう  
になる。

#### 4-2 母親規範の正当化

本節の語りからは、入居者の交際に対して否定的に対応するようになった職員が、「子どものために生きるべき」  
という母親規範を正当化する語りにも焦点を当てる。職員 E は、入居者の交際による子どもの置き去りを経験するな  
かで、以下のように声をかけるようになったのだという。

職員 E：だから私がよく入居者にいうのは、半人前と半人前が結婚したって、0.5と0.5で1しかない。だけど、  
一人前と一人前が結婚したら2だけじゃなくて4になる。だから1人前になるようにやろうねって。一人前だ  
と思う？ みんな「ううん」っていうから。あなたの一人前って何か分からないけど、1人前になるって経済的  
にも自立する、精神的にも自立する。そういうことしたら、自由な世界があるんだよって話は、分かってても  
する。

職員 E は入居者が自立していない「半人前」であるために交際相手と結婚することに否定的な見解を述べる。「一  
人前」になることができれば「自由」になれるのであり、だからこそ、入居者に自分自身が「一人前でない」こと  
を自覚させて、「一人前になるまで交際するのは良くない」ということを伝えている。つまり、交際が許容されるの  
は「一人前」の者だけであり、入居者は「一人前」になるために経済的・精神的自立が求められている。さらに、  
職員 E は、「子どもは9割9分母親の影響を受ける」として、施設にいる間は「集中して子育てに取り組むべき」と  
述べていた。そのため、「あたし入居者に、あんたたちシングルマザーっていうことを自覚しなさい。シングルマザー  
だったらカッコいいシングルマザーになりなさいっていう話をよくする」と語った。入居者はシングルマザーとし  
て自立することを優先し、子育てに集中するべきであるとする職員 E の語りからは、「子どものために生きるべき」  
という母親規範が確認される。

また、職員 C は施設 X で働き始めた当初は、「それまではお母さんの幸せを求めてもいいさって、みんなまだ若  
いから、うまくいっていい人に巡り合って、新しい家庭を持てたらいいよねと漠然とっていて。お母さんたちが  
メンタル崩れたりするのを見てても、頑張れくらいの気持ちではいた」と語る。しかしながら、児童が不安定にな  
る姿を目の当たりにするなかで、「そうなんだ、ステップファミリーの子どもはうまくいくところはいくんだらうけ  
れども、やっぱり難しいんだなと思って。そう考えたら、お母さんの夢ってどこまで応援するか。子どものこと考  
えたら難しいんだよな」と入居者の交際に対する認識の変化を語っていた。そして、職員 C は入居者に対して、「一  
人前」になるまでは求めていないけれど、母親が子どもと過ごして子育てをすることを望んでいた。

調査者：具体的に、(入居する)お母さんが元気で仕事してるというよりは、精神(安定)と健康(であることを望  
んでいる)というか？

職員 C：(略)仕事もできないし、養育も厳しいとなっても、子どもはお母さんを求めている、お母さんへの愛着  
が強かった子どもたちも見てるので、そうなったら働けなくてもなんでもいいから、お母さんがいて生活で  
きてるのが子どもの幸せ。わからないけど、お母さんがいてくれたらいい、それで十分なのかな。いろんな家

族を見てたら。…(略) 元気だったら。子どもと暮らせるパワーがあるんだったら、それで十分なのかな。子育てもできないけど、子どもを置いてて(放っておいて)、なんとなくお家にいるというのはブブー(ダメ)だけど、子育て頑張りたい、でも働けないというのもいいのかな。

職員Cは、「子どもはお母さんを求めている」「お母さんがいて生活できるのが子どもの幸せ」と述べている。「子どもを置いてて(放っていて)、なんとなくお家にいるのはブブー(だめ)」というのは、働けなくてもいいからせめて家にいて子育てすべきということを意味している。こうした語りから、「母親は子どもと過ごすべき」であるという母親規範が確認される。また、職員Cは入居者の交際を否定的に捉え、あくまでシングルマザーとして、母親規範を遂行することを望んでいる点に注意を向ける必要がある。

ここまでの語りから、職員は交際自体を許容しつつも、入居者の交際をめぐる「適切な」パートナー選択の困難から母親の不安定化が生じ、子どもの置き去りが起こると捉えていることが分かった。そして不安定化する母子の対応に追われ疲弊する職員は、「子どもの幸せ=母親の幸せ」であるという認識をし、入居者の交際=子育ての社会化の視点に向かうことなく交際を否定的に捉え、子どもを中心とした支援を通して入居者に対して母親規範を求めることを正当化していることが分かった。

## 5 結論

子育ての社会化研究は、家族主義的なケア政策が母親に対する育児負担を増加させていることを指摘し、ケアするものにもケアが必要というケアフェミニズムの議論と接続しながら「母親が子育てをする」という母親規範にとらわれないケアのあり方の模索をしている。現実として、ケア負担をとくに被るのは、経済的資源やネットワークを持たないシングルマザーであり、とりわけケアが必要なシングルマザーが入居しているのが母子生活支援施設であった。母子生活支援施設においては、職員の支援実践のなかに子育ての社会化とは対照的な母親規範がみられる点が批判的に検討されていた。しかし、横山(2013など)の研究では規範がどのように存在しているのかは十分に検討されておらず、母親規範をめぐる施設支援の議論において、支援現場の理解が未だ不明瞭である点で課題を抱えていた。そこで、母子生活支援施設の入居者の交際を職員がどのように捉えているのかを考察することによって、どのようなメカニズムで母親規範が用いられるのかを明らかにした。

その結果明らかになったのは、職員は交際自体を否定はしないものの、入居者の「不適切」なパートナー選択と子どもの置き去りという問題が生じて不安定になる母子を支援し疲弊する職員たちが「子どもの幸せ=母親の幸せ」と認識するようになることであった。そして、入居者の交際を子育ての社会化と捉えるのではなく否定的に捉え、「子どもの幸せ」を優先するという支援を通して母親規範が正当化されていた。すなわち、入居者の交際を否定的にとらえ職員が母親規範を正当化するプロセスには、施設の職員が不足し人手が足りないという施設Xの支援体制が影響を与えていることが明らかになった。

施設の資源不足は、施設の機能不全のみならず、規範の再生産をもたらすという本稿における指摘は<sup>8</sup>、母子生活支援施設における職員の支援実践をめぐる議論が施設擁護にとどまるのではなく、施設が抱える課題に向き合いながら子育ての社会化を実質的に前進させる理路を示唆するものであると考える。横山(2021)は、施設支援において、元橋(2021)が提示したあえて母親規範を評価して子どもへのケアの価値を高め母親支援の充足をはかる「戦略的母性主義」が有効であるという見解を示しているが、資源不足という構造的な問題を抱え支援のなかで規範が再生産されている施設Xのような施設において、規範を支援のなかに積極的に取り入れるという施策が効果的であるのか、改めて再考する必要があるに違いない。

## 注

1 平安名萌恵(近刊)「母子生活支援施設の母親規範を問う——介入手段としての生活のきまりに着目して」(土屋敦・藤間公太編者『社会的養護の社会学(仮題)』青弓社)では、同課題に答えるため、施設の生活上のきまりに対する職員の認識の分析を行っている。

- 2 『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』（社会福祉法人全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会 2021: 20）によると、正規職員数は減少傾向で、年間の離職率は11.2%で増加傾向にあり施設運営上の課題とされている。
- 3 以下のX利用状況については、Xの事業報告書（非公開）を参照している。
- 4 「令和2年社会福祉施設等調査」（厚生労働省 2020）によると、212施設のうち、約152施設の定員世帯数が11～20世帯である。前出『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』によると、208施設のうち職員数が10人～19人の施設が60%を占める（同上：206）。また、正規職員数が10～14人の施設が30.3%、5～9人の施設が38.5%（同上：208）。なお施設Xは専門職員の配置基準を満たしている。
- 5 本稿における職員の語りのデータの（）内記述はすべて著者の補足説明である。
- 6 本稿では、フィールドノートを参照する際、事例の特定を避けるため記録日の詳細を記載していない。
- 7 面談以外でも施設では、職員から避妊の重要性や避妊リングの着用の声かけが行われていた。調査時、沖縄県内では避妊リングの装着費用を無償で提供する民間団体による支援事業が展開され、施設Xでも本事業を取り入れているが、避妊リング装着の声かけをした入居者全員に断られたという。
- 8 本研究が明らかにしたことは、あくまで規範の正当化プロセスの一端にすぎない。3.3節の入居者の交際相手選択に対する職員の認識は、入居者の配偶者選択の実態に即しているのか精査することも今後の課題である。

### 【参考文献】

- 藤原千沙, 2007, 「母子世帯の階層分化—制度利用者の特徴からみた政策対象の明確化」『季刊家計経済研究』73: 10-20.
- 今市恵, 2001, 「母子生活支援施設と母性の歴史」『大阪千代田短期大学紀要』30: 171-181.
- 伊藤嘉余子・千賀則史・野口啓示, 2018, 「母子生活支援施設における母子分離・母子再統合のプロセス——施設職員へのインタビュー調査からの考察」『社会問題研究』67: 75-85.
- Kittay, Eva Feder, 1999, *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, New York and London: Routledge. (岡野八代・牟田和恵訳, 2010, 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社.)
- 厚生労働省, 2020, 「令和2年社会福祉施設等調査の概況」, (2022年12月6日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/20/index.html>)
- 松木洋人, 2013, 『子育て支援の社会学——社会化のジレンマと家族の変容』新泉社.
- 三品拓人, 2022, 「養護施設の日常生活において見られる『家庭』の内実——「普通のサイズ」と対応の判断基準に着目して」『家族社会学研究』: 29-42.
- 元橋利恵, 2021, 『母性の抑圧と抵抗——ケアの倫理を通して考える戦略的母性主義』晃洋書房.
- 永田夏来, 2019, 第29回日本家族社会学大会大会要旨「共同での子育てを実践するシングルマザーにみる育児サポートの獲得——90年代におけるシェア居住の事例から」.
- 野沢慎司, 2019, 「離婚・再婚後の家族のかたちこと子どもの育ち——現代日本の「固定概念」を超えて」『離婚・再婚家族と子ども研究』(1): 2-13.
- 野沢慎司・菊池真理, 2021, 『ステップファミリー——子どもからみた離婚・再婚』角川新書.
- 須藤八千代, 2007, 『母子寮と母子生活支援施設のあいだ——女性と子どもを支援するソーシャルワーク実践』明石書店.
- 須藤八千代, 2021, 「フェミニズムの杭を打ち込む——母子生活支援施設とフェミニストソーシャルワーク」『母と子の未来へのまなざし——母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリアの25年』図書出版ヘウレカ: 266-298.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会, 2021, 『令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』.
- 藤間公太, 2017, 『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房.
- 上野加代子, 2022, 『虐待リスク——構築される子育ての標準家族』生活書院.
- 山口季音, 2021, 『児童養護施設の生活環境ダイナミクス——家庭で暮らせない子どもの育ちと職員の実践』学文社.
- 横山登志子, 2013, 「虐待問題を抱える母子の生活支援における『多次元葛藤』——支援者の経験的側面から見た子ども虐待の状況特性」『社会福祉学』54 (3): 16-28.
- 横山登志子, 2015, 「生活困難を抱える母子家庭の母子理解に関する生成的実践: 母親規範に回収されない理解」『社会福祉学』56 (1): 61-73.
- 横山登志子, 2018, 「複合的な生活困難を抱える母と子の支援——「ソーシャルワークと家族」再考を求めて」『ソーシャルワーク研究』43 (4): 44-50.
- 横山登志子, 2020, 「語られていない構造とは何か——ソーシャルワークと『ジェンダー・センシティブ』」横山登志子・須藤八千代・大嶋

栄子編著『ジェンダーからソーシャルワークを問う』図書出版ヘウレーカ, 21-52.

横山登志子, 2021, 「もうひとつの『母親規範』を求めて」宮下慧子・須藤八千代編著『母と子の未来へのまなざし——母子生活支援施設  
カサ・デ・サンタマリアの25年』図書出版ヘウレーカ, 235-264.

## How Are Mother Norms over the Relationship of Residents Understood at the Maternal and Child Support Living Facility?

HENNA Moe

Abstract:

This study examines how staff members at maternal and child support facilities continue to inculcate maternal norms to the residents through their support. While childcare's socialization is increasingly prioritized in Japan, most studies of social welfare on maternal and child support facilities have been critically examined, particularly motherhood norms among facility staff. However, how maternal norms are used and maintained in support facilities remains unclear. This study analyzes data from an observation survey at Facility X and interviews with five staff members. The result reveals that the staff perceive residents' romantic relationships not as a form of socialized child rearing, but as negative impact on it as well as as a cause of mothers' instable lives due to their inappropriate partner selection leading to child neglect. Because their negative predictions about the mothers originate in a shortage of workers at the facilities, the staff who are exhausted by supporting mothers feeling nervous about their romantic relationships struggle to control them applying a mother norm saying "for the sake of your child" In conclusion, insufficient resources at the facilities cause not only to impact malfunction of facility services, but also to reinforce traditional norms.

Keywords: Single mothers, Care, Romantic relationship, Socialization of child rearing

## 母子生活支援施設における母親規範の正当化プロセス

——入居者の交際をめぐる——

平安名 萌 恵

要旨：

子育ての社会化が目指されるなか、母子生活支援施設の研究では、施設職員に本質主義的な母親規範がみられる点が批判的に検討されてきた。しかし、そうした母親規範が支援現場において、どのように用いられ、維持されているのかは十分に明らかになっていない。そこで本稿は、母子生活支援施設 X における入居者の交際に対する職員への聞き取り調査と参与観察をもとに、支援実践と規範維持のメカニズムを考察した。分析の結果、入居者の交際は、子育ての社会化につながるものとしてではなく、「不適切な」パートナー選択によって母親の生活が不安定となり、育児を放棄すると職員が捉えていることが明らかとなった。その背景には、施設のケア資源の不足があり、交際により不安定になる入居者対応に疲弊する職員は、「子どものため」という母親規範を用いて支援をしていた。施設の資源不足は、施設の機能不全のみならず、規範の再生産をもたらすことが示唆された。

